## 薬物乱用とは？

社会的常識、特に医学的常識を逸脱して、麻薬や覚醒剤などの薬物を使うことです。たとえ1回使用しただけでも乱用にあたります。

薬物乱用は法律で厳しく処罰されます。

**薬物乱用は、一度でも**

「ダメ。ゼッタイ。」

**ー自分を大切にしましょう！ー**



## 薬物乱用は、なぜいけないか？

薬物を乱用すると脳が破壊されます

一度壊れた脳は、元にはもどりません。心や身体もボロボロになります。薬物の乱用によって幻覚、妄想がおこり、殺人、放火などの凶悪犯罪を引き起こすことがあるなど、乱用者本人のみならず、周囲、家族、社会全体を崩壊します。

**乱用されている薬物**

- ◉麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）
- ◉あへん
- ◉大麻
- ◉覚醒剤（メタンフェタミン等）
- ◉向精神薬（不正使用）
- ◉有機溶剤（シンナー、トルエン等）
- ◉危険ドラッグ



## 薬物を乱用すると自分の意志では、やめられなくなります

乱用される薬物は、中枢神経に作用することから、乱用したときの快感を得たり、薬物の効果が切れたときの苦痛から逃れるために、薬物による効果を強く求めるようになる「依存性」があります。




## 治療して治ったようでもフラッシュバックがおこることがあります

薬物の乱用で、幻覚、被害妄想などの精神病の症状が生じると、治療によって表面上は回復しているように見えても、睡眠不足や過労等のストレスで突然、幻覚、妄想などが再燃するフラッシュバックという現象が起こることがあります。

**耐性**

使用を繰り返しているうちに薬の効きめがでてくる。

**隠語・・・薬物は別の呼び名で呼ばれている場合があります**

- ◉覚醒剤…エス、氷、スピード、アイス、シャブ
- ◉大麻…ハッパ、グラス、チョコ、クサ、野菜
- ◉MDMA…エクスタシー、バツ、タマ
- ◉コカイン…ベー、スノウ、クラック
- ◉ヘロイン…チャイナホワイト、ジャンク
- ◉シンナー…アンパン

**ーこのようなことばに気をつけましょう！ー**



## 危険ドラッグとは？

麻薬、覚醒剤、大麻等には指定されておらず、これらの成分に似た有害性が疑われる物質が含まれている製品を指します。



これらの製品は主にインターネットサイトで、「ハーブ」「アロマ」「お香」「バスソルト」「フレグランスパウダー」などと、あたかも安全なもののように偽って販売されています。

**危険ドラッグは、麻薬や覚醒剤などと同様に、所持・使用・購入・他人からの譲受けまでが厳しく罰せられます。**

違反した場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金などに処せられることがあります。



## 大麻≠安全

大麻については、「身体への影響がない」などの誤った情報が流れていますが、全て間違いです。大麻を乱用すると、脳の知的機能や記憶力に悪影響を及ぼします。

## 甘いことばに誘われたときの断り方4つのポイント

①とにかく断る

②理由をつけて断る

「幻覚を見るのが怖いからいらない」

「脳が縮むのがいやだからいらない」

③他の人や法律に頼る

「うちの人におこられるからいらない」

「法律で禁止されているからいらない」

④逃げる

・広い道　・明るい方　・人の声のする方



**天戸中学校3年生の皆さんへ**




**天戸中学校区青少年育成委員会**
**天戸中学校区**
**千葉市青少年補導員OB**

## 正しい知識と勇気をもって




いけないことにはいけない
NOといえる人間に
なってください。

**ひとりで悩まず、まず相談を！！【相談窓口】**

| | |
|---|---|
| 県薬務課 | 043-223-2620 |
| 県警少年センターヤングテレホン | 0120-783-497 |
| 県精神保健福祉センター（相談専用） | 043-263-3892 |
| 千葉市こころの健康センター | 043-204-1582 |
| 最寄りの県健康福祉センター（保健所）、警察署、交番、駐在所 | |

協力：千葉県健康福祉部薬務課 麻薬指導班
公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター
千葉県 ・ 千葉県薬物乱用対策推進本部
（資料抜粋）

発行日　令和3年3月11日